

4 - 1 8 日照阻害

4.18 日照阻害

4.18.1 予測及び評価の結果

1 存在・供用時の建築物・工作物等の存在による影響

1) 予測結果

(1) 時刻別日影、等時間日影

冬至の時刻別日影予測結果は図4-18-1に、計画施設の日影となる時間を示す等時間日影予測結果は図4-18-2に示すとおりである。また、夏至の時刻別日影予測結果は図4-18-3に、等時間日影予測結果は図4-18-4に示すとおりである。

冬至における時刻別日影の出現は、ほとんどが対象事業実施区域北側農地及び千曲川河川敷となっており、東側の第1種住居地域においては日影が生じることはないと予測した。

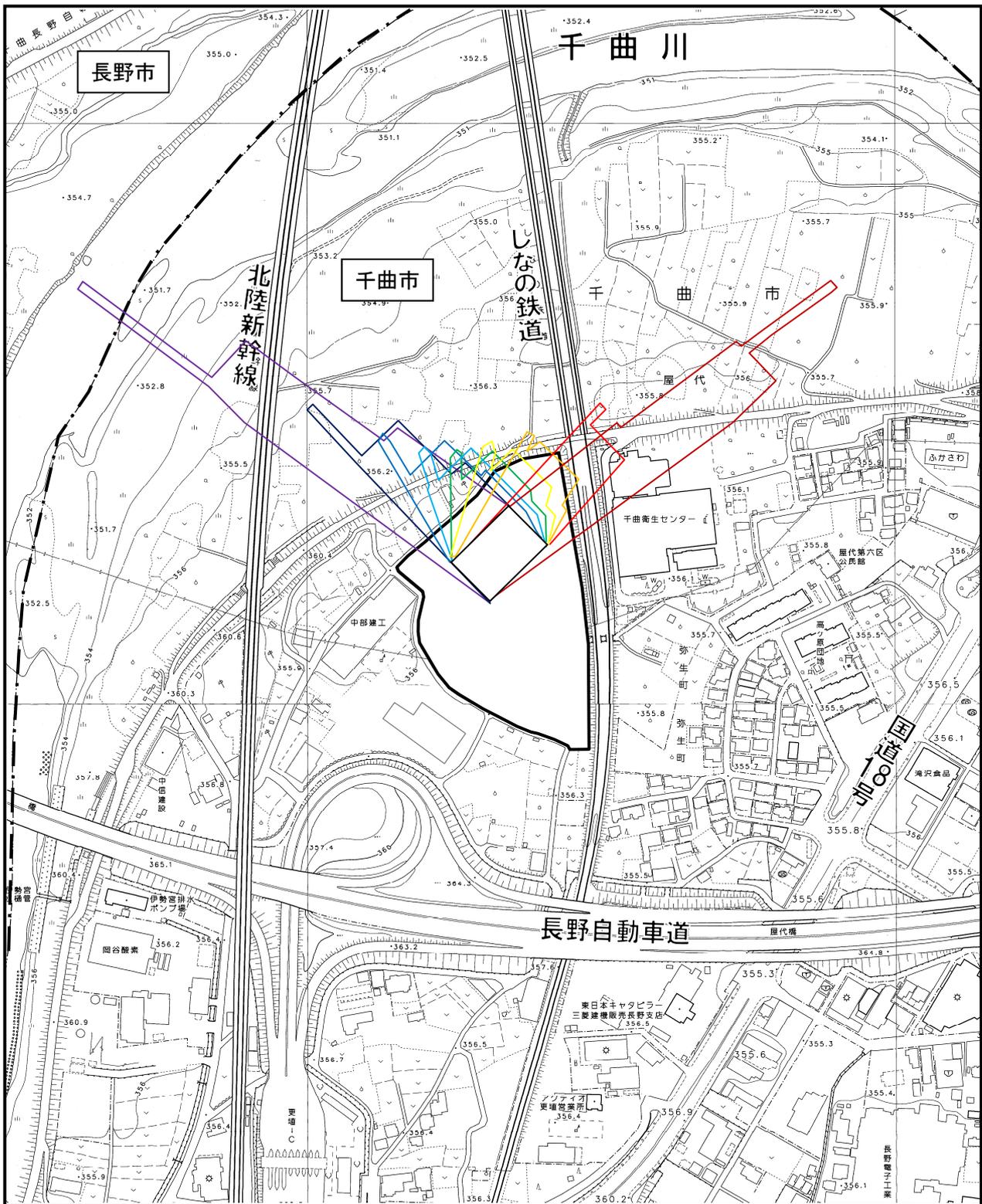
また、等時間日影から、No.1地点は冬至において午前8時から12時までの4時間、日影となるが、4時間を超える日影の範囲の大部分は対象事業実施区内になると予測した。

(2) 天空写真

天空写真の調査地点図は図4-18-5に示すとおりである。

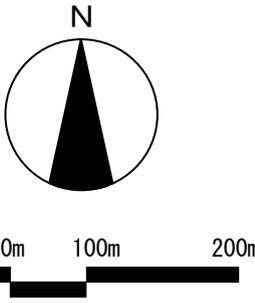
天空写真に計画施設を合成した写真は図4-18-6(1)～(4)に示すとおりである。

「(1) 時刻別日影、等時間日影」の予測結果と同様に、冬至においては天空写真の太陽軌跡と計画施設が重なる部分から、No.1地点が午前8時から12時までの4時間、日影になると予測した。また、No.2地点及び夏至においては、日影にならないと予測した。



凡 例			
	対象事業実施区域		12:00 の日影線
	市境		13:00 の日影線
	8:00 の日影線		14:00 の日影線
	9:00 の日影線		15:00 の日影線
	10:00 の日影線		16:00 の日影線
	11:00 の日影線		

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」（平成18年千曲市）に加筆したものである。



N
0 50m 100m 200m

図 4-18-1 時刻別日影の予測結果（冬至）

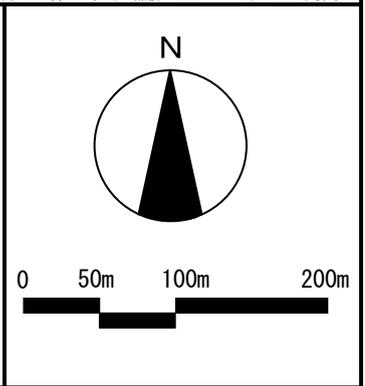
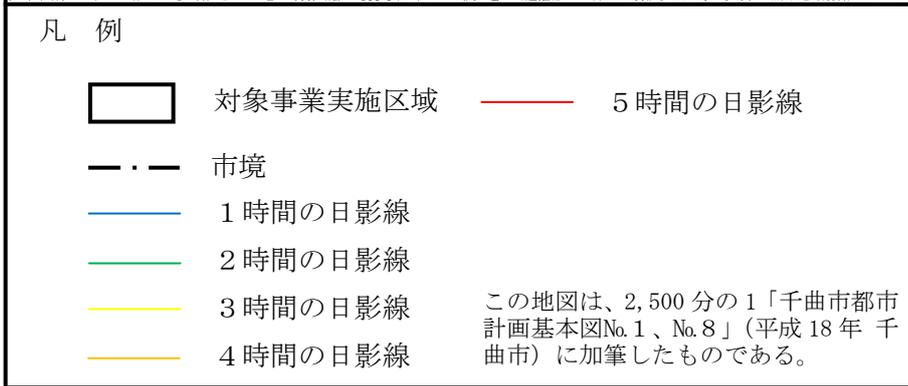
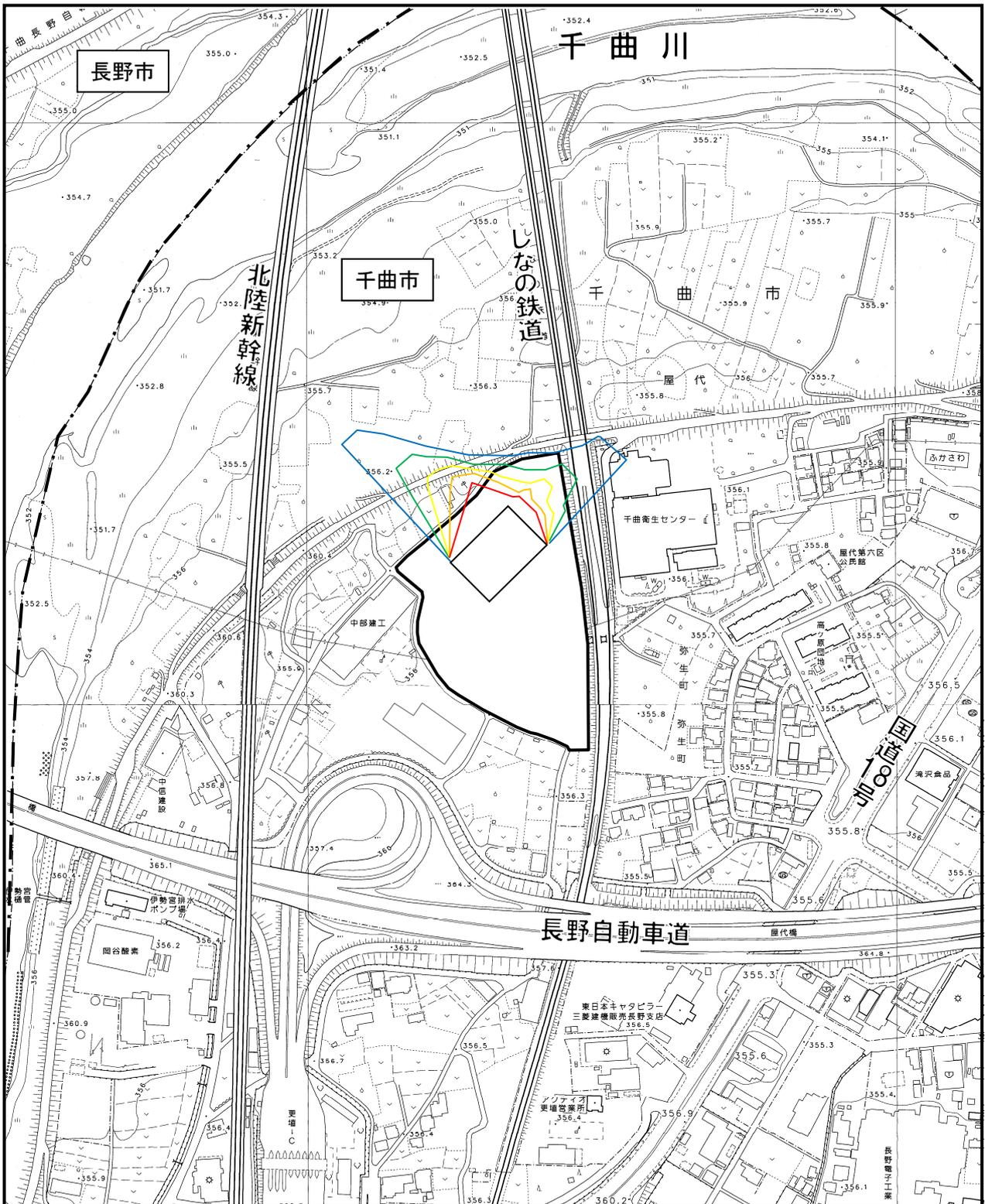


図 4-18-2 等時間日影の予測結果 (冬至)

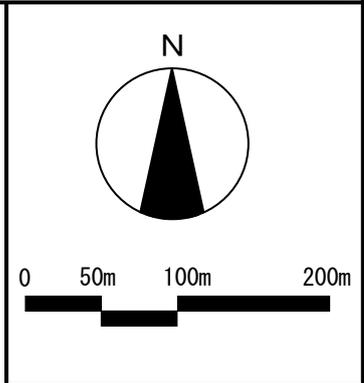
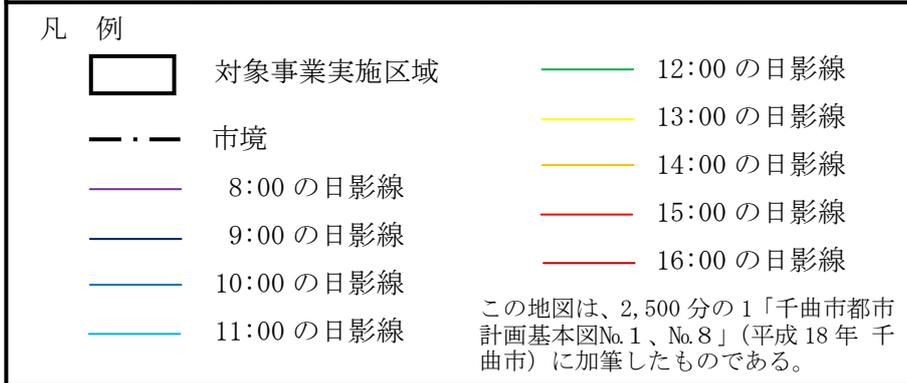
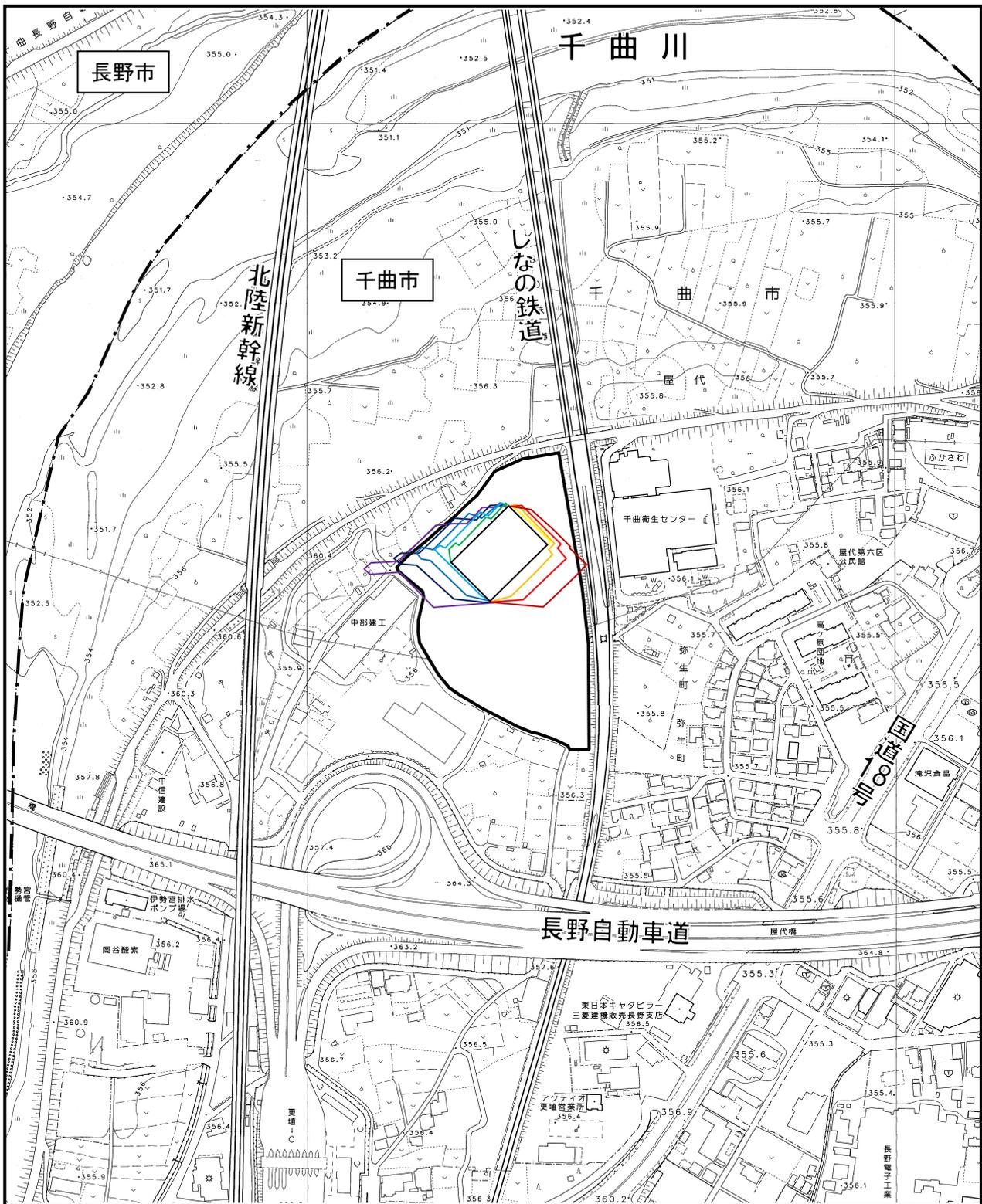


図 4-18-3 時刻別日影の予測結果（夏至）

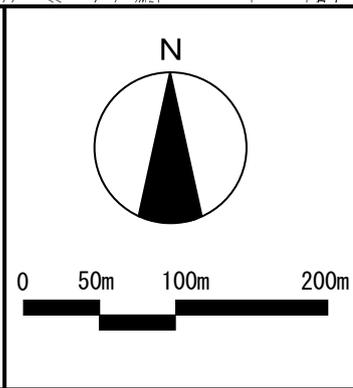
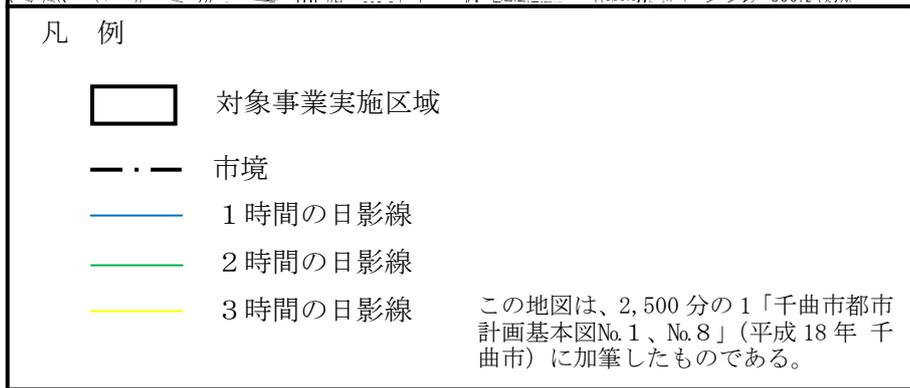
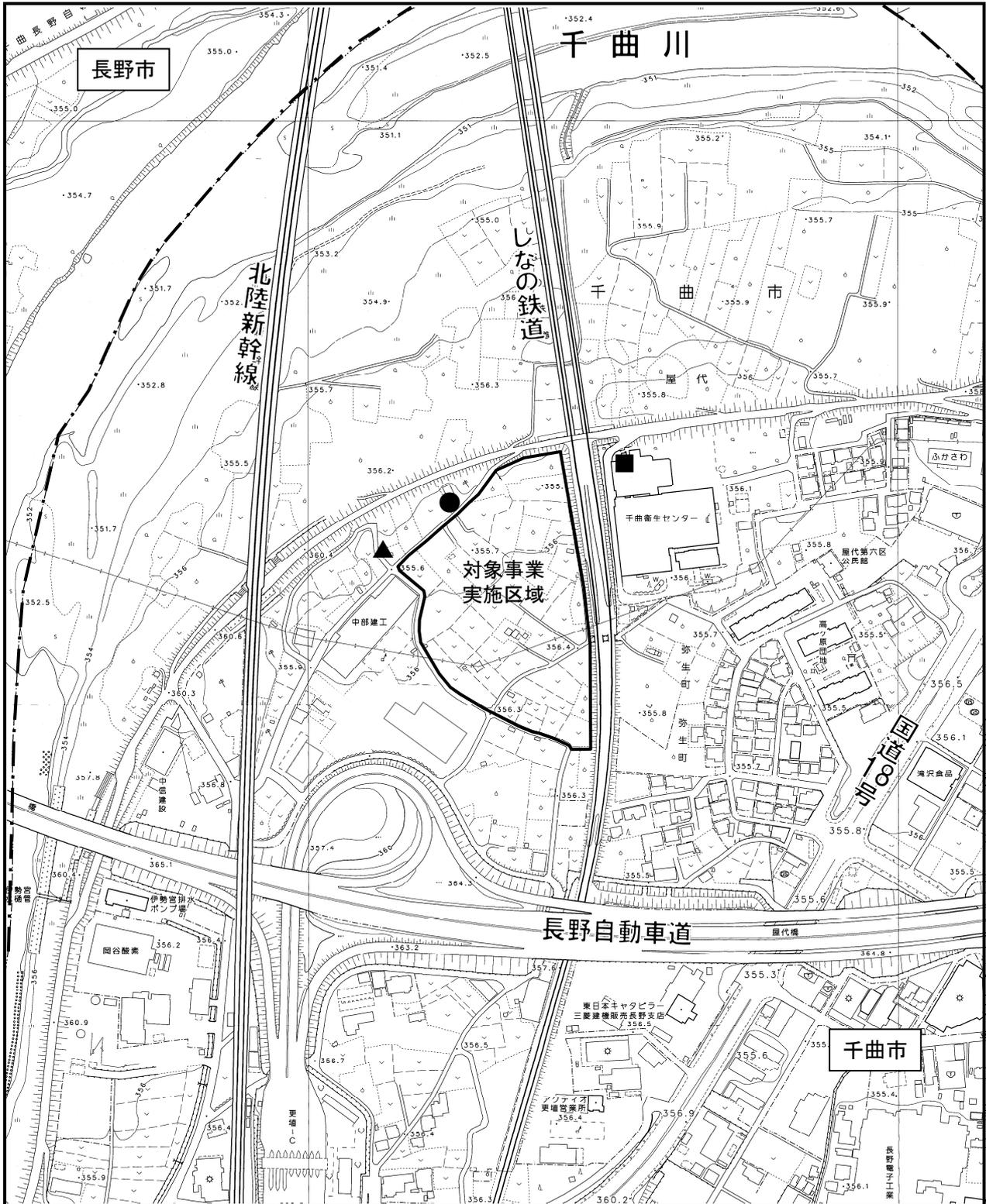


図 4-18-4 等時間日影の予測結果 (夏至)



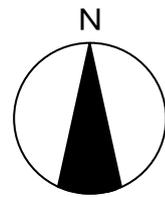
凡 例

 対象事業実施区域

 市境

天空写真撮影地点 (● : No. 1 地点) (▲ : No. 2 地点)
対象事業実施区域北側

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」(平成18年千曲市)に加筆したものである。



0 50m 100m 200m



図 4-18-5 日照障害調査地点図 (天空写真撮影地点)

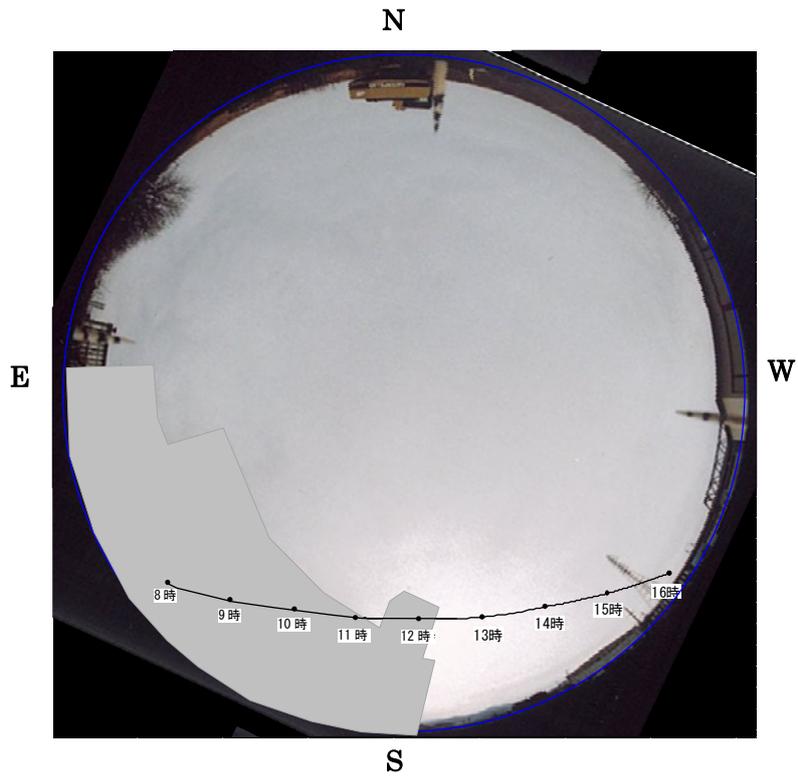


図 4-18-6(1) 冬至のNo. 1 地点

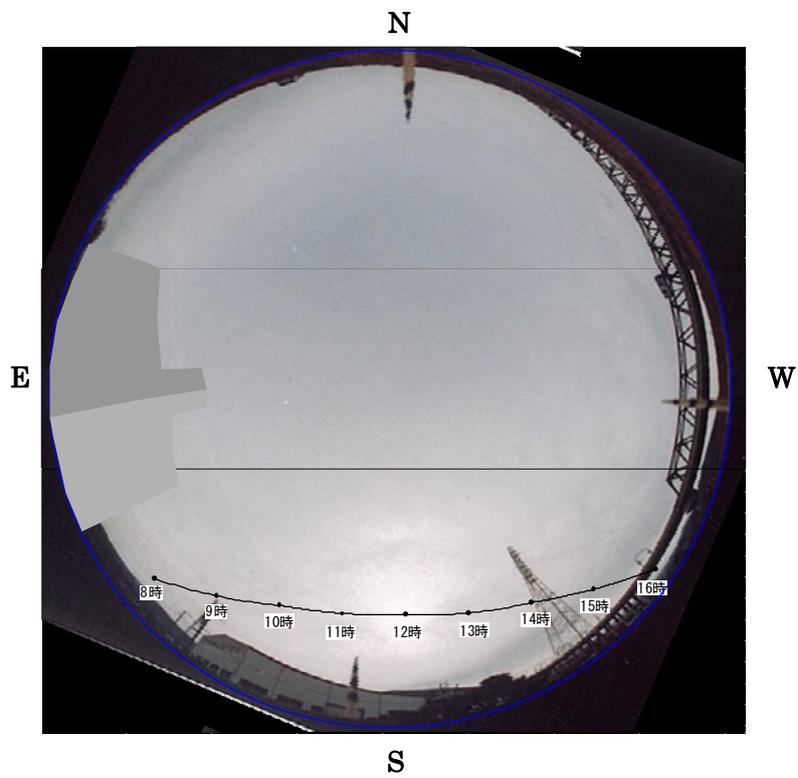


図 4-18-6(2) 冬至のNo. 2 地点

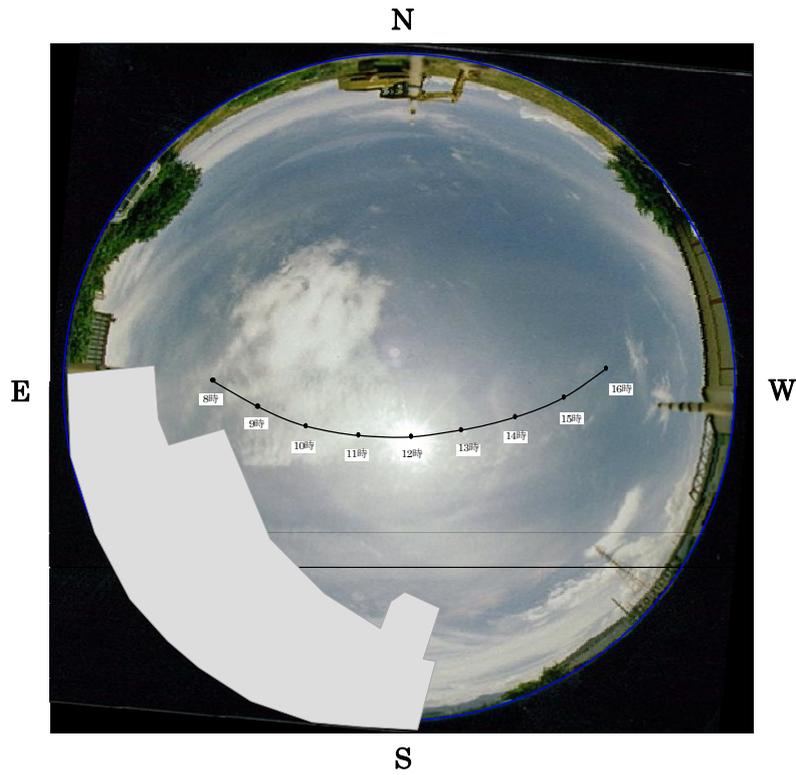


図 4-18-6 (3) 夏至のNo. 1 地点

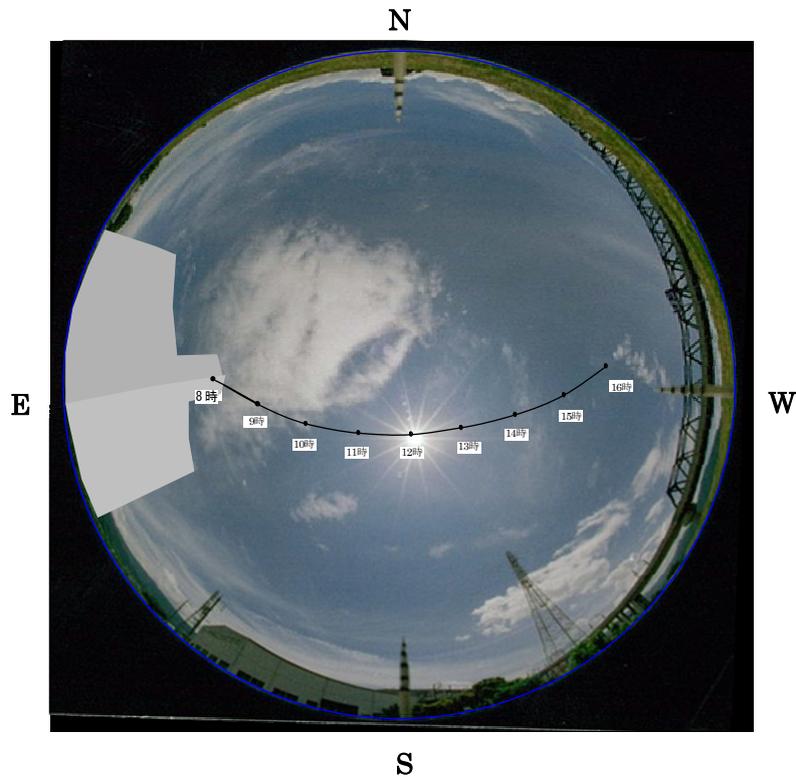


図 4-18-6 (4) 夏至のNo. 2 地点

2) 環境保全措置の内容と経緯

事業の実施においては、日影等の影響を考慮し、建築物の形状（高さ等）の最小化を図る。

表 4-18-1 環境保全措置(存在・供用による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
建築物の最小化	建築物による日照障害の影響が、緩和されるよう、建築物の形状の最小化を図る	最小化

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

3) 評価方法

評価の方法は、予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、建築物による日照障害の影響ができる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

環境保全に関する目標として表4-18-2に示す目標との整合が図られているかどうかを検討した。

表 4-18-2 環境保全に関する目標(存在・供用による影響)

項目	環境保全に関する目標
日照障害	建築物の最小化を図り、できる限り日影の影響を及ぼさないようにする

4) 評価結果

(1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「2) 環境保全措置の内容と経緯」に示した環境保全措置を実施することによって、対象事業実施区域東側の第1種住居地域には時刻別の日影も生じさせず、4時間を超える日影が生じる範囲を概ね対象事業実施区域内に収めることができる。

以上のことから、建築物による日影（日照障害）による影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

予測の結果、冬至における等時間日影線は、4時間を超える日影が生じる範囲の大部分は対象事業実施区域内となっている。

また、冬至における時刻別日影の出現は、ほとんどが対象事業実施区域北側農地及び千曲川河川敷となっており、東側の第1種住居地域においては日影が生じることはないと予測した。

このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。